

公立大学法人和歌山県立医科大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条－第14条）

第2節 理事会（第15条－第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条－第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条－第23条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）

第5章 資本金等（第26条・第27条）

第6章 委任（第28条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、保健看護学及び薬学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、和歌山県立医科大学（以下「大学」という。）を和歌山市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、和歌山県（以下「県」という。）とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を和歌山市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、和歌山県報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により和歌山県報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員

（役員の定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

（役員の職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条に規定する理事会の議決によらなければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務

を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 7 監事は、法人の業務を監査する。
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、理事長又は和歌山県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

- 2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 法人に、学長となる理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。
- 4 第1項の法人の申出は、前項に規定する理事長選考会議の選考に基づき行う。
- 5 理事長選考会議は、次の各号に掲げる委員各5人をもって構成する。
 - (1) 第18条第2項各号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第21条第2項各号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 理事長選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（副理事長の任命）

第11条 副理事長は、理事長が任命する。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、知事が任命する。

（役員の任期）

第14条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。

- 2 副理事長及び理事の任期は、理事長が定める。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第12条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第15条 法人に、理事長、副理事長及び理事をもって構成する理事会を置く。

（招集及び議事）

第16条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員又は監事から会議の目的たる事項を付して要求があつ

たときは、理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員13人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事及び職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

3 前項第4号の委員は、経営審議会の委員の過半数でなければならない。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員18人以内で構成する。

- (1) 学長となる理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 副学長（教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）
のうち、理事長が指名する者
- (5) 学部長
- (6) 教育研究上の重要な組織の長のうち、理事長が指名する者
- (7) 教育研究審議会が定めるところにより理事長が指名する職員
- (8) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究審議会の意見を聴いて理事長が任命するもの
(招集及び議事)

第22条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究審議会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項（第20条第1号に掲げる事項を除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（第20条第2号に掲げる事項を除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 高度で先進的な医療を提供するとともに、地域の保健医療の充実発展に寄与する活動を行うこと。
- (3) 多様な医療従事者に対し研修や研究の機会を提供することにより高度で専門的な人材の育成を行うこと。
- (4) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (5) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (6) 学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (7) 法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること。
- (8) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、県に帰属するものとする。

第6章 委任

(委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(和歌山県立医科大学看護短期大学部の設置)
- 2 法人は、第3条に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において、和歌山県の設置した和歌山県立医科大学看護短期大学部に在学する学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、和歌山県立医科大学看護短期大学部（以下「新短期大学」という。）を和歌山市に設置する。
- 3 新短期大学は、前項に規定する学生が当該新短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。
(新短期大学の学長)
- 4 理事長は、新短期大学の学長となるものとする。
(新短期大学に係る理事長選考会議)
- 5 第10条第3項に規定するもののほか、法人に、新短期大学の学長となる理事長を選考するため、新短期大学に係る理事長選考会議を置く。
- 6 第10条第5項から第9項までの規定は、前項に規定する理事長選考会議について準用する。この場合において、同条第5項第2号中「同条第1項」とあるのは、「附則第14項」と読み替えるものとする。
(理事長選考代表者会議)
- 7 附則第3項の規定により新短期大学が廃止されるまでの間（以下「新短期大学存続期間」という。）においては、大学及び新短期大学の学長となる理事長の任命に係る法人の申出は、第10条第4項の規定にかかわらず、同条第3項及び附則第5項に規定する理事長選考会議の選考に基づき行う。この場合において、大学と新短期大学の理事長選考会議の選考結果が一致しないときは、当該申出は、各理事長選考会議の代表者で構成する会議（以下「理事長選考代表者会議」という。）の選考に基づき行う。
- 8 理事長選考代表者会議は、第10条第3項及び附則第5項に規定する理事長選考会議を構成する者の中から当該理事長選考会議において選出された者で構成する。
- 9 前項の規定により各理事長選考会議から選出される者の数は、それぞれ2人とする。
- 10 第10条第7項及び第8項の規定は、理事長選考代表者会議について準用する。この場合において、同条第7項の規定中「委員」とあるのは、「附則第8項の規定に

より各理事長選考会議から選出された者」と読み替えるものとする。

- 11 前3項に定めるもののほか、理事長選考代表者会議の議事の手続その他理事長選考代表者会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考代表者会議に諮って定める。

（新短期大学存続期間中の理事長の任期）

- 12 新短期大学存続期間においては、第14条第1項中「理事長選考会議」とあるのは、「第10条第3項及び附則第5項に規定する理事長選考会議」と読み替えるものとする。

（新短期大学存続期間中の理事会の議決事項及び法人の業務の範囲）

- 13 新短期大学存続期間においては、第17条第4号及び第24条第1号中「大学」とあるのは、「大学及び新短期大学」と読み替えるものとする。

（新短期大学の教育研究審議会）

- 14 第21条第1項に規定するもののほか、法人に、新短期大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 15 第21条第2項（第3号を除く。）、第22条及び第23条の規定は、前項に規定する教育研究審議会について準用する。この場合において、第21条第2項第6号及び第23条第9号中「大学」とあるのは、「新短期大学」と読み替えるものとする。

（最初の理事長の任命に関する特例）

- 16 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命については、法人の申出に基づくことを要しないものとし、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学及び新短期大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、知事が行う。

（最初の理事長の任期に関する特例）

- 17 第14条第1項及び附則第12項の規定にかかわらず、大学及び新短期大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。

（最初の教育研究審議会の委員）

- 18 第21条第2項及び附則第15項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の同条第1項に規定する教育研究審議会の委員は同条第2項第1号から第4号までに掲げる者をもって充て、法人の成立後最初の附則第14項に規定する教育研究審議会の委員は附則第15項において準用する同条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をもって充てる。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この定款による変更後の公立大学法人和歌山県立医科大学定款（以下この項において「変更後の定款」という。）の施行の際現に公立大学法人和歌山県立医科大学の監事である者（補欠の監事を含む。）の任期については、変更後の定款第14条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

別表第 1（第26条関係）

資産の種別	所 在 地	地 目	地 積（㎡）
土 地	和歌山市紀三井寺字中洲新畑768番 1	宅 地	4,045.14 （令和2年3 月 地積更 正により現 在は、4,57 3.45）
土 地	和歌山市紀三井寺字中洲新畑768番 9	宅 地	3,238.00
土 地	和歌山市紀三井寺字寄洲郷807番 1	宅 地	15,569.02 （令和2年3 月 地積更 正により現 在は、15,6 49.05）
土 地	和歌山市紀三井寺字寄洲郷807番74	宅地 （令和2年3 月 地目変 更により現 在は、公衆 用道路）	123.23 （令和2年3 月 地積更 正により現 在は、123 ）
土 地	和歌山市紀三井寺字大輪丁811番 1	宅 地	64,706.27 （令和2年3 月 地積更 正により現 在は、64,1 58.75）
土 地	和歌山市紀三井寺字大輪丁811番84	宅地 （令和2年3 月 地目変 更により現 在は、公衆 用道路）	589.85 （令和2年3 月 地積更 正により現 在は、580 ）

土 地	和歌山市紀三井寺字大輪丁811番85	宅地 (令和2年3月 地目変更により現在は、公衆用道路)	2,602.48 (令和2年3月 地積更正により現在は、2,605)
土 地	和歌山市紀三井寺字沖浜832番12	宅 地	8,852.66 (令和2年3月 地積更正により現在は、8,788.17)
土 地	和歌山市紀三井寺字沖浜832番28 (令和2年3月 沖浜832番12に合筆)	雑種地	0.32 (令和2年3月 合筆により現在は、0)
土 地	和歌山市紀三井寺字沖浜832番57	宅地 (令和2年3月 地目変更により現在は、公衆用道路)	261.42 (令和2年3月 地積更正により現在は、261)
土 地	和歌山市紀三井寺字沖浜832番58	雑種地 (令和2年3月 地目変更により現在は、公衆用道路)	9.12 (令和2年3月 地積更正により現在は、10)
土 地	和歌山市紀三井寺字沖浜832番59	宅地 (令和2年3月 地目変更により現在は、公衆用道路)	209.29 (令和2年3月 地積更正により現在は、207)
土 地	和歌山市紀三井寺字中洲浜874番 2	宅 地	578.53 (令和2年3月 地積更正により現在は、532.99)

土 地	和歌山市和歌川町754番200	宅 地	2,380.92 (平成31年 3月 地積 更正により 現在は、2, 395.81)
土 地	和歌山市和歌川町754番201	宅 地	2,084.09 (平成31年 3月 地積 更正により 現在は、2, 098.52)
土 地	和歌山市和歌川町754番208	宅 地	804.62 (平成31年 3月 地積 更正により 現在は、80 4.61)
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜352番1	学校用地	14,384.00
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜383番10 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	93.00
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜394番6 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	4.78
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜394番7 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	135.00
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜394番9 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	0.54
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜396番2 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	18.00
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜397番4 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	12.00
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜397番5 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	3.22

土 地	和歌山市三葛字中ノ浜397番 6 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	1.61
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜399番10 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	258.00
土 地	和歌山市三葛字中ノ浜400番 2 (平成20年8月 譲渡)	公衆用道路	267.00
土 地	和歌山市三葛字北開ヶ580番 1	学校用地	10,587.00
土 地	和歌山市三葛字北開ヶ580番 3	学校用地	26.00
土 地	和歌山市三葛字北開ヶ580番 6	学校用地	1,151.00
土 地	和歌山市三葛字北開ヶ580番 7	学校用地	71.00
土 地	和歌山市三葛字北開ヶ580番 8	学校用地	98.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内607番	学校用地	892.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内607番 2	学校用地	92.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内608番 1	学校用地	419.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内608番 2	学校用地	327.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内608番 3	学校用地	165.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内609番	学校用地	542.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内609番 1	学校用地	28.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内609番 2	学校用地	73.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内610番	学校用地	426.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内612番	学校用地	181.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内613番	学校用地	366.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内614番	学校用地	545.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内615番 1	学校用地	1,573.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内615番 2	学校用地	770.00

土 地	和歌山市三葛字東垣内617番 1	学校用地	357.00
土 地	和歌山市三葛字東垣内617番 3	学校用地	76.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦618番 2	学校用地	6.65
土 地	和歌山市三葛字野々浦618番 5	学校用地	82.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦618番 6	学校用地	101.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦619番 3	学校用地	5.16
土 地	和歌山市三葛字野々浦620番 1	学校用地	238.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦621番 1	学校用地	15.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦621番 2	学校用地	433.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦622番	学校用地	614.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦623番 1	学校用地	700.00
土 地	和歌山市三葛字野々浦626番 2	学校用地	434.00
土 地	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字上ノ島160番 23	宅 地	932.90
土 地	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字上ノ島177番 2	宅 地	889.41
土 地	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字上ノ島178番 (平成20年11月 上ノ島177番地2に合筆)	宅 地	179.32
土 地	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字恋ノ井184番 1	宅 地	692.17 (平成21年 10月 一部 譲渡により 現在は、63 9.06)
土 地	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字谷尻219番 1	宅 地	16,236.82 (平成23年 3月 一部 譲渡により 現在は、15 ,813.36)

別表第 2 (第26条関係)

資産の種別	所 在 地	名 称	構 造	延床面積(㎡)
建 物	和歌山市紀三井寺字太輪丁811番1	エネルギーセンター	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階付3階建	8,213.42
		研究棟	鉄骨一部鉄骨鉄筋コンクリート造11階建	15,457.67
		実習棟	鉄筋コンクリート造4階建	2,614.53
		管理棟	鉄筋コンクリート造3階建	2,578.51
		附属図書館生涯研修地域医療センター	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	3,444.19
		基礎教育棟	鉄筋コンクリート造3階建	3,209.35
		講堂	鉄筋コンクリート造地下1階付2階建	1,499.26
		R I・動物実験施設	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付5階建	5,819.17
		福利厚生棟	鉄筋コンクリート造2階建	979.77
		体育館	鉄筋コンクリート造平家建	1,819.12
		課外活動施設	鉄筋コンクリート造3階建	489.00
		守衛所(西)	鉄筋コンクリート造平家建	9.97
		守衛所(東)	鉄筋コンクリート造平家建	9.97
		ゴミ保管庫	鉄筋コンクリート造平家建	60.00
		メンテナンス倉庫	鉄筋コンクリート造平家建	6.00
		機械室	鉄筋コンクリート造平家建	9.00

		附属病院	鉄骨一部鉄骨鉄筋コンクリート造塔屋 2 階地下 1 階付14階建	84, 530. 76
		立体駐車場	鉄骨造 2 階建	10, 347. 26
		託児施設本館	鉄筋コンクリート造平家建	480. 78
		託児施設ゴミ置場	鉄筋コンクリート造平家建	4. 98
		託児施設プロパン庫	コンクリートブロック造平屋建	3. 05
		託児施設手・足洗い場	鉄筋コンクリート造平家建	7. 88
		備蓄倉庫	鉄骨造 2 階建	439. 07
		液酸ボンベ室	鉄筋コンクリート造平家建	56. 00
建 物	和歌山市和歌川町754番200	宿舍	鉄筋コンクリート造塔屋 1 階付 8 階建	3, 860. 03
建 物	和歌山市三葛字中ノ浜352番 1	体育講義用施設	軽量鉄骨（プレハブ）造平屋建	187. 65
		プロパン庫	鋼鉄製平家建	2. 20
建 物	和歌山市三葛580番	管理・校舎棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建	5, 665. 71
		図書館棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 400. 28
		体育館棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 060. 54
		校舎・研究棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建	1, 961. 22
		渡廊下及び時計塔	鉄骨造平家建	196. 39

建 物	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字谷尻219番1	診療本館 (平成23年3月除却)	鉄骨コンクリート造2階一部平家建	1,530.00
		渡廊下 (平成20年10月除却)	木造平家建	15.84
		渡廊下 (平成20年10月除却)	木造平家建	16.50
		病棟(第3・第5) (平成20年10月除却)	鉄筋コンクリート造一部木造2階建	1,723.90
		渡廊下 (平成20年10月除却)	木造一部鉄骨造2階建	144.51
		倉庫、作業室、解剖室、霊安室 (平成23年3月除却)	木造平家建	155.08
		更衣室 (平成20年10月除却)	木造平家建	28.50
		オイルタンク室 (平成23年3月除却)	コンクリートブロック造平屋建	38.33
		洗瓶洗濯室 (平成23年3月除却)	コンクリートブロック造平屋建	71.20
		病棟(第1・第2) (平成23年3月除却)	鉄筋コンクリート造2階建	2,184.89
		スロープ (平成23年3月除却)	鉄筋コンクリート造2階建	99.50

渡廊下 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造 2 階建	143.88
薬局調剤室 (平成23年3 月除却)	補強コンクリートブロック造平 家建	24.00
渡廊下 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造平家建	59.13
診療本館 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造 2 階建	886.44
渡廊下 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造平家建	38.34
渡廊下 (平成20年10 月除却)	コンクリートブロック造平屋建	45.50
売店 (平成20年10 月除却)	コンクリートブロック造平屋建	11.06
ゴミ集積庫 (平成20年10 月除却)	コンクリートブロック造平屋建	11.20
手術棟 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造 2 階建	760.20
渡廊下 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造平家建	66.03
ボイラー室 (平成23年3 月除却)	鉄骨造平家建	157.02
便所 (平成20年10 月除却)	コンクリートブロック造平屋建	6.55

自家発電機室 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造平家建	54.00
倉庫 (平成23年3 月除却)	プレハブ造平家建	24.30
R I 用物置 (平成23年3 月除却)	軽量鉄骨造平家建	4.89
給食厨房、看 護師宿舎 (平成23年3 月除却)	鉄筋コンクリート造3階建	1,399.46
渡廊下 (平成20年10 月除却)	鉄筋コンクリート造平家建	23.12
MR I 棟 (平成23年3 月除却)	鉄骨造2階建	252.97
車庫 (平成20年10 月除却)	プレハブ造平家建	18.86
倉庫 (平成23年3 月除却)	プレハブ造平家建	34.02
プロパン倉庫 (平成23年3 月除却)	コンクリートブロック造 平家 建	14.08
MR I 棟渡廊 下 (平成23年3 月除却)	コンクリートブロック造 平家 建	26.31
中材倉庫 (平成23年3 月除却)	木造平家建	9.90

	エレベーター棟 (平成23年3月除却)	鉄骨造 2 階建	93.95
	感染症病棟 (平成23年3月除却)	鉄筋コンクリート造 2 階建	460.04
	職員住宅 (平成20年10月除却)	鉄筋コンクリート造 3 階建	706.80
	職員住宅物置 (平成20年10月除却)	プレハブ造平家建	48.89
	独身寮	鉄筋コンクリート造 2 階建	304.73
	総務係倉庫 (平成23年3月除却)	プレハブ造平家建	27.18
	総務係倉庫 (平成23年3月除却)	プレハブ造平家建	20.70
	薬局 (平成23年3月除却)	プレハブ造平家建	52.48
	物置 (平成20年10月除却)	コンクリートブロック造平屋建	10.03
	病院	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建	7,622.38
	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	99.75
	集塵庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	20.25